

ふるさと甲佐応援寄附金運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

甲佐町では、現在、「ふるさとチョイス」「ふるぽ」「楽天ふるさと納税」の各ポータルサイトを活用し、ふるさと納税制度を活用した寄附金を広く募集している。

今回、寄附の申込受付、寄附者情報の管理及び返礼品やお礼状等の発送に関する業務、新規返礼品の拡充に関する業務を委託することにより本町職員の事務負担の軽減を図るため、プロモーション支援等を含めた関連業務を一括代行する事業者を選定することとする。

については、公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）の実施にあたり必要な事項を本要領により定めるものである。

2 業務の概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務名 | ふるさと甲佐応援寄附金運営業務委託 |
| (2) 業務内容 | 「ふるさと甲佐応援寄附金運営業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）による。 |
| (3) 委託期間 | 契約締結日から令和3年3月31日まで |
| (4) 発注者 | 甲佐町長 奥名克美 |
| (5) 支払条件 | 前払いなし |
| (6) 予算額 | 年間を通じた寄附受入額が10,000,000円であったと想定し、
10,000,000円×2割の2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。
なお、上記2割の考え方は、本実施要領7（2）⑭に記載の考え方に基づくものである。
ただし、この金額は提案にあたっての目安を示すものであり、
予定価格を示すものではない。 |

3 参加資格

参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限において、国、地方公共団体又は甲佐町から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税、地方税等を滞納していないこと。
- (5) 甲佐町暴力団排除条例（平成23年甲佐町条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等関係者でないこと。

- (6) プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの）の認証取得を受けている、又は令和2年3月31日までに取得予定であること

4 参加申し込み

このプロポーザル方式に参加し、提案書等を提出するものは、参加申込書を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和2年1月22日（水）午後5時

(2) 提出先

〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内 719 番地 4

甲佐町地域振興課商工観光係

電話 096-234-1154（直通） FAX 096-234-3964

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

(4) 提出様式

プロポーザル参加申込書（様式第1号）

(5) 辞退の場合

プロポーザル参加申込書（様式第1号）を提出後、参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第3号）を提出すること。

5 企画提案書等の提出期限等

(1) 提出期限

令和2年2月4日（火）午後5時

(2) 提出先

〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内 719 番地 4

甲佐町地域振興課商工観光係

電話 096-234-1154（直通） FAX 096-234-3964

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

(4) 提出部数

本要領7（1）について、次のとおり提出すること。

- ・①、③、④ 2部（正本1部、副本1部）
- ・②、⑤、⑥、⑦、⑧ 7部（正本1部、副本6部）
- ・⑨ 甲佐町への契約権限受任者印を押印した正本1部

6 質問及び回答

本実施要領及び仕様書に関して不明な点がある場合には、質問用紙（様式第8号）に記載し、電子メールで提出すること。また、提出時には、別途、電話により甲佐町へ電子メールの受信確認を行うこと。

(1) 提出先

甲佐町地域振興課商工観光係 chiiki02@kosa.kumamoto.jp

(2) メールタイトル

ふるさと甲佐応援寄附金運営業務委託に関する質問

(3) 提出期限

令和2年1月23日(木)午後5時

(4) 回答方法

参加申込書(様式第1号)を提出している者全てに電子メールにて回答する。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

7 企画提案書等の作成要領

企画提案書等の提出書類は次のとおりとする。なお、規格は、A4版片とじ・縦型・横書き・片面とし、目次及び頁番号をつけ、表紙を除いて30ページ以内とすること。また、正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付するなど過大なものとならないように留意すること。

(1) 提出書類

- ① 誓約書(様式第2号)
- ② 会社概要等(様式第4号)
- ③ 登記簿謄本の写し(3ヶ月以内に発行されたもの)
- ④ 国税、地方税(県税・市町村税)に未納がないことを証明する書類(3ヶ月以内に発行されたもの)
- ⑤ 3 参加資格(6)の要件を満たすことを示す書類
- ⑥ 本業務の実施体制(様式第5号)
- ⑦ 企画提案書(任意様式)
提案順は後述「(2) 提案書等の詳細」の②から⑭までの順とする。
- ⑧ 業務に関する実績(様式第6号)
- ⑨ 提案価格(様式第7号)
返礼品の送料については、提案価格に含めず、別途単価等がわかる資料を添付すること。

(2) 提案事項の詳細

企画提案書については、審査項目の審査内容を満たすこと。

- ① 本業務の実施体制(様式第5号)
 - ・様式第5号を利用し、本業務の実施体制について説明すること。
 - ・システムダウン等の不測の事態が生じた場合の対応方法について説明すること。
- ② 導入計画
 - ・運用開始(令和2年4月1日予定)までの導入計画について説明すること。

- ③ 個人情報保護対策
- ・個人情報漏えい防止のための対策とその有効性について説明すること。
 - ・プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの）の認証取得状況を説明すること。
- ④ 既存の寄附者情報を含めた寄附者情報及び収納情報の一元管理
- ・「ふるさとチョイス」「ふるぽ」「楽天ふるさと納税」の各ポータルサイトを通じた場合の寄附及び各ポータルサイトを介さない場合の寄附者情報及び収納情報を一元管理するシステムの概要について説明すること。
 - ・寄附者情報、収納情報の管理及びセキュリティ対策について説明すること。
- ⑤ 返礼品の発注、配送管理、在庫管理及び代金支払い
- 以下の点について説明すること。
- ・寄附者による返礼品の選定から返礼品を寄附者へ配送し、返礼品提供事業者へ代金を納付するまでの概要
 - ・寄附者による寄附申込から返礼品の発注までの期間
 - ・返礼品の在庫状況確認に係る返礼品提供事業者との連携方法
 - ・返礼品の配送状況の確認方法及び寄附者等からの問い合わせへの対応方法
 - ・配送遅滞又は返礼品の梱包箱の破損等の配送に係るトラブルやクレームが生じた場合の対応方法
- ⑥ 寄附者へのお礼状、寄附金受領証明書、寄附金税額控除に係る申告特例申請書の作成・送付及び寄附金税額控除に係る申告特例通知書の作成支援について
- 以下の点について説明すること。
- ・寄附者へのお礼状、寄附金受領証明書、寄附金税額控除に係る申告特例申請書（地方税法施行規則様式第 55 号の 5）の作成・送付について、甲佐町職員の負担が軽減する取り組みについて具体的に説明すること。
 - ・寄附金税額控除に係る申告特例通知書（地方税法施行規則様式第 55 号の 7）の作成支援について甲佐町職員の負担が軽減する取り組みについて具体的に説明すること。
- ⑦ ふるさと甲佐応援寄附金に関する問い合わせ対応
- ・ふるさと甲佐応援寄附金に関する問い合わせ対応を行う組織体制について説明すること。
 - ・甲佐町職員の負担軽減を図る体制であるかについて説明すること。
 - ・対応が可能な問い合わせの内容について説明すること。
- ⑧ 各ポータルサイトの作成・更新及び新規返礼品の拡充
- ・本町が利用している既存の各ポータルサイトの掲載内容を確認の上、より魅力ある掲載手法等について提案・説明すること。
 - ・新規返礼品の開発・拡充及び返礼品提供事業者の新規開拓に関する方向性について説明すること。
- ⑨ 甲佐町及び返礼品等のプロモーション支援
- ・甲佐町及びふるさと甲佐応援寄附金の認知度を高めるため、どのような方法

でプロモーション支援を実施するか説明すること。

- ・返礼品及び甲佐町の特産品として町の認定を受けた商品（以下、「こうさんもん」という。）に係る魅力発信等に関して説明すること。
 - ・プロモーション支援における媒体（各種メディアを通じた宣伝広告、カタログ、SNS等）を活用した情報発信の取り組みについても併せて説明すること。
- ⑩ ふるさと甲佐応援寄附金の受入額拡大のためのコンサルティング
- ・ふるさと甲佐応援寄附金の受入額拡大のため、企画提案者が実施することができるコンサルティング内容について説明すること。
- ⑪ ふるさと甲佐応援寄附金の増収に係る提案
- ・ふるさと甲佐応援寄附金の増収を図るための方策について説明すること。
- | | |
|---------------------|-----------|
| （甲佐町の受入実績額）平成 28 年度 | 14,085 千円 |
| 平成 29 年度 | 16,535 千円 |
| 平成 30 年度 | 16,393 千円 |
- ⑫ その他自社の優位性（独自提案等）
- ・企画提案者の優位性について説明すること。
 - ・独自提案がある場合は、提案価格（様式第 7 号）に含まれているもの、含まれていないものを明確にすること。
- ⑬ 業務に関する実績（様式第 6 号）
- ・類似業務の過去 5 ヶ年分の受託実績について説明すること。
- ⑭ 提案価格（様式第 7 号）
- 提案価格の提示にあたっては、「仕様書」の 6（1）～（11）の業務遂行に対して寄附額に対する率で受託者へ委託料を支払うことを想定していることに留意すること。
- ・見積額については、既存ポータルサイト（「ふるさとチョイス」「ふるぽ」「楽天ふるさと納税」）を通じて合計 10,000 千円（10 千円が 1,000 件）の寄附があった場合の見積りとする。
 - ・見積額の算定にあたっては、平成 31 年 4 月に示された総務省基準告示のとおり、返礼品の調達に要する費用は寄附額の 3 割以内、募集に要する経費は寄附額の 5 割以内に抑える必要があることから受託者への委託料については必然的に寄附額の 2 割以内となることに留意すること。
- また、前述の寄附額の 2 割以内には、ポータルサイト使用料や公金決済手数料等の経費も含まれることに十分留意すること。
- ・返礼品の送料については、提案価格に含めず、別途単価等がわかる資料を添付すること。
- ※提出にあたっては、本業務の目的等を考慮し、仕様書の内容を満たしつつ、細かい機能性・安全性・経済性に優れた創意工夫による提案書の提出をお願いします。

(3) その他

- ① 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 提出された書類は提案内容の審査及び契約予定者の特定以外の目的には使用しない。

8 プレゼンテーションの開催

プレゼンテーションについては、次のとおり行うこととする。

(1) 開催日時

令和2年2月17日(月)

【午前】 9時00分から11時50分まで(予定)

【午後】 13時10分から14時00分まで(予定)

※ただし、日時については、参加業者数等により変更する場合もあるため、日時及び場所等の詳細については別途連絡する。

(2) 開催場所(予定)

〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4

甲佐町役場庁舎2階会議室 ※控え室は甲佐町役場庁舎1階小会議室

(3) 発表時間

1事業者あたり50分まで

(プレゼンテーション30分、質疑応答10分、準備撤収10分)

(4) 審査会場への入場者

1事業者あたり4名まで

(5) その他

- ・追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いたプロジェクター投影による説明は可能とする。
- ・プロジェクターの使用を希望する場合は、事前に甲佐町担当者と協議すること。

9 選定について

(1) 事前審査(企画提案書)

- ・参加申込者が4事業者を超える場合は、提出書類による書面審査を実施し、プレゼンテーションの参加者を4事業者以内に選定する。
- ・審査結果については、令和2年2月7日(金)までに全事業者に対し、通知する。

(2) 審査方法(第2次審査)

審査は、提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、選定委員会において行うものとする。(表1)の審査項目ごとに審査を行い、審査項目1から13までは(表2)に定める評価基準に基づき算出し、審査項目14は最も低い提案価格を満点(10点)で1位とし、2位以下の者の得点は1位の者の提案価格との比率により次の計算式により算出するものとする。

<計算式>

提案価格の得点=10点×(提案者のうち最低価格/当該者の提案価格)

※得点は、小数点第2位以下を四捨五入するものとする。

(3) 評価点数

各審査項目における配点の合計点は250点とし、各審査委員の採点数の合計により順位点（1位=1点、2位=2点、3位=3点、4位=4点）を付し、その順位点の合計点数（以下、「総得点」という。）の最も低い者を第1位の契約予定者とする。

(4) 最低基準点

各審査委員の採点数の合計の平均（ただし、最高点と最低点を除く）において150点（満点の6割）に満たない場合は、契約予定者から除外する。

(5) 選定について

- ・ 選定委員会終了後、各提案者に対して文書にて通知する、なお、審査は厳正に行うことから、審査結果についての異議の申し立ては一切受け付けない。
- ・ 審査の結果、総得点の最も低い者を第1位の契約予定者とし、町との協議により契約を締結するが、本プロポーザルでの内容や提案価格等が最終決定ではないため、契約締結前の協議において両者が合意に至らなかった場合には、次点者と協議の上、契約を締結する。
- ・ 契約予定者は、契約締結前の協議において、改めて見積書を提出するものとする。この場合、見積額は原則として提案書の提案価格（様式第7号）の範囲内とする。
- ・ 参加者が1事業者であった場合でも、本業務における事業者選定は有効とする。

(6) 総得点が同点のとき

総得点が同点の場合は、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、選定委員会において合議の上、総合順位を決定する。

(表1)

	審査項目	配点 (上限)		審査基準
1	業務実施体制について	10	10	業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っており、システムダウン等の不測の事態が生じた場合でも臨機応変に対応することが可能か。
2	導入計画について	5	5	導入計画が整備されており、運用開始予定日（令和2年4月1日）において確実に業務を履行することが見込まれるか。

	審査項目	配点 (上限)		審査基準
3	個人情報保護対策について	10	10	個人情報の漏えいを防止するための対策が講じられており、それが有効性のあるものとなっているか。
4	寄附者情報及び収納情報の一元管理について	10	10	寄附者情報及び収納情報の一元管理及びセキュリティ対策が適正に行われるものとなっているか。
5	返礼品の発注、配送管理、在庫管理及び代金支払いについて	20	30	返礼品提供事業者への商品発送依頼から集荷・配送までの一連の手続きについて、返礼品提供事業者との連携を密にし、配送業務を速やかにかつ円滑に実施することができるか。
		5		返礼品の在庫管理の上で、返礼品提供事業者との連携が適正に行われるものとなっているか。
		5		随時、配送状況を把握することにより、配送遅滞等のトラブルがあった場合にも適切に対応することができるか。
6	寄附者へのお礼状、寄附金受領証明書及び寄附金税額控除に係る申告特例申請書の作成・送付並びに寄附金税額控除に係る申告特例通知書の作成支援について	15	40	寄附者へのお礼状、寄附金受領証明書、寄附金税額控除に係る申告特例申請書(地方税法施行規則様式第55号の5)の作成・送付について、甲佐町職員の負担が軽減される取り組みとなっているか。
		25		寄附金税額控除に係る申告特例通知書(地方税法施行規則様式第55号の7)の作成支援について甲佐町職員の負担が軽減される取り組みとなっているか。
7	ふるさと甲佐応援寄附金に関する問い合わせ対応について	5	10	寄附に関する問い合わせ対応が適時適確に行える組織体制が整っているか。
		5		控除額の算定方法や返礼品の配送状況など寄附者等からの多様な問い合わせ及びクレームに対して、迅速、柔軟かつ丁寧に対応するスキルが備わっているか。

	審査項目	配点 (上限)		審査基準
8	各ポータルサイトの作成・更新及び新規返礼品の拡充等について	15	40	各ポータルサイトの作成・更新にあたり、甲佐町及び返礼品(こうさんもん含む)の魅力を十分に発信することができるスキルが備わっているか。
		25		魅力ある新規返礼品の開発・拡充等に係るノウハウを十分持ち合わせているか。
9	甲佐町及び返礼品等のプロモーション支援について	20	20	甲佐町及びふるさと甲佐応援寄附金に係るプロモーションを効果的に実施することが可能であり、甲佐町及び返礼品(こうさんもん含む)の魅力を十分に発信することができるものとなっているか。
10	ふるさと甲佐応援寄附金の受入額拡大のためのコンサルティング業務について	20	20	企画提案者の提案するふるさと甲佐応援寄附金に係るコンサルティング業務は、ふるさと甲佐応援寄附金の受入額拡大に寄与するものといえるか。
11	ふるさと甲佐応援寄附金の増収について	30	30	企画提案者の提案内容が、ふるさと甲佐応援寄附金の甲佐町の目標額を達成する方策であるといえるか。 (目標額) 令和2年度 30,000千円 令和3年度 35,000千円
12	その他自社の優位性について (独自提案)	10	10	企画提案者独自の提案及び強みはふるさと甲佐応援寄附金の受入額拡大に寄与するものといえるか。 なお、独自提案がある場合は、提案価格(様式第7号)に含まれているもの、含まれていないものを明確にすること。
13	業務に関する実績について	5	5	類似業務の受託実績は豊富か。
14	提案価格	10	10	本要領9(2)の計算式による。
	合計		250	

(表2)

評価基準	評価 記号	評価点 (配点別)					
		30点	25点	20点	15点	10点	5点
極めて良好 (極めて優秀である / 極めて高度な能力を有している 等)	A	30	25	20	15	10	5
良好 (優秀である / 高度な能力を有している 等)	B	24	20	16	12	8	4
普通 (満足できる / 十分な能力を有している 等)	C	18	15	12	9	6	3
やや不十分 (物足りない / 能力が乏しい 等)	D	12	10	8	6	4	2
不十分 (全く満足できない / 任せることが不安である 等)	E	6	5	4	3	2	1

10 失格事項

参加者及び契約予定者と決定した事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、プロポーザルの参加資格又は契約予定者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出されたとき
- (2) 提案書作成に係る不正行為が認められたとき
- (3) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさなくなったとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったとき
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があったとき

11 スケジュール

実施内容	日時
公募開始	令和2年1月15日(水)
参加申込書の提出期限	令和2年1月22日(水)午後5時迄
質問の受付期限	令和2年1月23日(木)午後5時迄
質問の回答期限	令和2年1月27日(月)
企画提案書提出期限	令和2年2月4日(火)午後5時迄
事前審査 選定結果通知	令和2年2月7日(金) 予定
プレゼンテーション(第2次審査)	令和2年2月17日(月) 予定
審査結果通知	令和2年2月18日(火) 予定
契約締結	令和2年2月下旬予定
運用開始	令和2年4月1日(水) 予定

12 その他留意事項

- (1) 採用されなかった企画提案書等は、提出者に返却しないものとする。
- (2) 提出した企画提案書等を甲佐町の了解なく公表、使用してはならない。
- (3) 企画提案書等の作成・提出やプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 受託者は、本事業の実施に関する書類や会計帳簿等の整備に努め、事業完了後においても5年間保存するものとする。
- (5) 本要領に定めのない事項、あるいは疑義が生じた事項については、甲佐町と受託者の協議によりこれを解決するものとする。
- (6) 受託者は、本事業を一括して再委託することはできないものとする。ただし、書面により甲佐町の承諾を得たときはこの限りでない。

13 問い合わせ先

甲佐町地域振興課商工観光係

住 所：〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内 719 番地 4

T E L：096-234-1154（直通）内線 232・237

F A X：096-234-3964（代表）

E-mail：chiiki02@kosa.kumamoto.jp